

平成28年第3回(6月)大郷町議会臨時会会議録第1号

平成28年6月24日(金)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井 真江 次長 千葉 恭啓 主事 佐藤 聖大

---

議事日程第1号

平成28年6月24日(金曜日) 午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

---

---

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（赤間正幸君） 皆さんおはようございます。本日平成28年第3回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましては大変お忙しいところ御出席を賜りましたことに改めて御礼を申し上げたいと思います。そしてまた常日ごろ町政に対して特段の御支援と御協力、御理解を賜っておりますことに対して御礼を申し上げ、そしてまた順調に事務事業を執行いたしているところでございます。

今九州なり本当に東日本等におかれまして大雨で大変な被害を被っているところであります。そしてまた最近宮城県のほうも、県内のほうも、きのうも雨が降り本当に心配していたところでありますけども、きょうは雨が止んでおるようでありますが、そうした中で吉田川を抱える本町といたしまして、ちょうど先週、北上川の工事事務所の所長においでいただきました。そうした中で今、吉田川を一気に河道掘削を大和町まで進めているわけではありますが、今後の大雨等々を想定した中で大和町、大衡村において遊水池、調整池を確保して吉田川の水の調整を図るということで報告をいただいたところであり、そうした中で農地をもっている皆様方の同意をいただいたということでありまして、いずれにいたしましても今後そのような方向で、吉田川の様々な対応をしているなと思っているわけではありますが、なお一層の右岸堤、左岸堤の強固を図るように様々な北上川工事事務所、あるいは県、国等々に要望活動をしてまいりたいと思っているところであります。本当に長雨が続けている

中で町内の転作田の大豆の播種もだいぶ遅れているようでありまして、一日も早い好天に回復してほしいと思っていますところでもあります。

さて新聞で報道されましたけれども、毒草を食べて尊い命を失ったということが報道されておりますが、議員の皆様方からも町民の方々に食用だけを食べていただくように促していただければと思っていますところでございます。

きょう臨時議会ということで提案いたします議案第 40 号工事請負契約の締結についてでございますので、担当課長のほうからる説明を申し上げますので、慎重審議のうえ御可決賜わりますこと心からお願い申しあげまして開会にあたりましてのひとことの挨拶とさせていただきますと思います。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により 2 番大友三男議員及び 3 番佐藤千加雄議員を指名いたします。

---

---

#### 日程第 2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

---

---

#### 日程第 3 議案第 40 号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第 3 議案第 40 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは議案第 40 号について御説明申し上げます。議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思ひます。

## 議案第 40 号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大郷町条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 契約の目的 大郷町児童館建設工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 223,560,000 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
16,560,000 円)
- 4 契約の相手方 仙台市青葉区立町 27 番 21 号  
株式会社 橋本店

平成 28 年 6 月 24 日 提出

大郷町長 赤間正幸

本件につきましては児童館建設に係る工事請負契約の締結にあたりまして、予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところによりまして議会の議決を求めるところでございます。それでは資料のほう御覧いただきまして内容のほう御説明してまいります。初めに資料 1 を御覧いただきたいと思っております。

工事の概要でございます。本工事は既存の児童クラブ施設解体跡地に児童館を新築施工するものでございまして、構造は木造軸組工法による平屋建てとなっております。なお参考までに外壁につきましては防火災林、屋根につきましてはガルバリウム鋼板、いわゆるトタン葺きとなっております。それから床材というところですが、児童の安全面、結露対策等を考慮いたしまして、北側の収納室あるいはトイレ等を除きまして、基本的にフローリングとなっております。続きまして建築面積は 735.98 平方メートル、延床面積 681.52 平方メートルでございます。

建物の概要といたしましては児童クラブ室が3室、床面積の合計が186.34平方メートル、うち1部屋が40畳の和室となっております。このほか集会室2部屋、遊戯室、乳児授乳室、図書室、事務室各1部屋といった構成となっております。工事区分につきましては建築工事、電気設備工事、機械設備工事でございます。

続きまして資料2以降でございます。資料2から5につきまして、図面関係を参考資料としてお付けをいたしておりますが、まず資料2につきましては建物の配置図でございます。

資料3につきましては同じく建物の平面図、資料4につきましては立面図というふうになってございます。

次に資料5、着色された資料が付いておりますけれども、この資料によりまして空調関係の御説明を申し上げたいと思います。まず赤色で着色されている部分ですけれども、これが児童クラブ、児童クラブ室が3室、それから乳児授乳室、図書室というようになりますが、これらの部屋につきましてはエアコンと床暖房の併用となっております。それから緑色の着色部分、事務室、遊戯室、集会室等につきましてはエアコンによる冷暖房、黄色及び青色の部分につきましてはパネルヒーターによる暖房を施すものでございます。

続きまして資料6を御覧いただきます。今回の工事の入札結果でございます。入札方法につきましては条件付一般競争入札となります。なお入札にあたりましては最終的に仮工事請負契約を締結した株式会社橋本店、1社による入札となったものでございます。まず初めに仮契約締結までの経過ということでございますけれども、設計金額2,000万円以上の工事で行ったので、担当課より提出をされました条件付一般競争入札執行に係る設定条件の内申書に基づきまして、5月17日入札参加条件設定委員会を開催し条件を設定いたしました。この会議において設定したおもな資格条件でございますけれども、まずひとつには建築一式の承認格付けAランク以上の会社で、建設業法に規定する建設事項審査結果の建築一式の総合評点1,100点以上、かつ一級技術者の数が4名以上であること、県内に本店または支店を有すること、監理技術者を専任配置出来ること、平成18年度以降に元請けとして国または地方公共団体発注による同規模の木造建築一式工事の施工実績を有すること、これらをおもな条件として設定をしたところでございます。なお本町の競争入札参加者の資格を定める基準におきましては、建築一般工事の経審の総合評点の基準、こちら850点以上をAランクとしているところ

でございますけれども、来年4月の児童館の開館に向けまして工事の品質の確保と安全性の確保など、万全の体制を確保するため本件における入札参加資格要件の設定にあたりましては、総合評点を100点と設定しより信頼のおける優良業者の競争による工事施工を図るものとしたところでございます。この入札参加条件の設定を経まして5月20日建設工事条件付一般競争入札公告を行い、申請者に対する入札参加資格判定委員会を6月7日に開催をいたしております。入札参加の申請につきましては資料に記載しております2社から申請がございまして、この2社全てにおいて要件を満たしたため、適格者であると判定をいたしこの旨の通知を行ったうえで入札は6月15日に執行をいたしております。なお入札にあたりまして大和ハウス工業株式会社仙台支社より6月13日付けで入札辞退の届出がありましたことから、本件につきましては株式会社橋本店1社による入札となったものでございます。次に4の入札の結果でございます。資料に御示しをしておりますとおり第1回目の入札において、予定価格を下回らなかったことから第2回目の再度の入札を行い、それでもなお予定価格に達しなかったため第3回目の入札を実施し、ここで予定価格を下回ることとなったため応札価格である2億700万円で落札としたものでございます。このことによりまして株式会社橋本店を相手方といたしまして、消費税及び地方消費税の額を加算した契約金額2億2,356万円を以って、6月20日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお工期につきましては平成29年2月28日としておりまして、早期竣工に向けて取り組むものとしております。

以上で説明を終わります。御審議のうえ御可決を賜われますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 前回にも、前回の臨時議会でもお聞きを申し上げましたけれども、点数が1,100点以上という非常に高いということだと思えますけれども、本町においてそういう該当する業者があるのかどうか、これ1点。それから工事請負契約というものを結ぶということは約款を以って工事請負契約を結ぶと思いますが、この約款のなかに、何条かわかりませんが、一括した請負または一括委任というような条項があると思えます。そのなかでこの一括ということを除けば下請負いといいますか、そういうものが出来るのかどうかその辺をお聞きを申し上げたいと思

います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それではお答えいたします。まず初めの御質問の該当する町内業者があるかどうかということでございますけども、今回の条件に適合する町内の業者はございません。それから下請けの部分でございますけども、監理技術者の配置を条件としておりますので下請けは可能でございます。

議長（石川良彦君） 9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） お答えの下請けが可能だということでございますので、是非やはり町内業者の御推薦なり、またはいろいろなことをお願い申し上げたいなど、なぜならば前にもお話ししましたが取り巻く環境は非常に厳しいですよね。そして地域の雇用、経済を支える建設業者、これ非常に大変な場面であると思います。そのような配慮というかそれが非常に大事になってくるかと私は思います。その辺を町長のお話しをお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長ではなくて副町長担当なので。答弁願います。吉田副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 基本的には受注された業者さんのなかで下請け業者を選定することになるわけでございますけども、町内業者の現状、育成という観点からですね、まちの方から協力の要請といいますかそういった形で進めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。5番若生寛議員。

5番（若生寛君） まずこの発注内容といいますか、電気工事から機械の設備工事、建築工事と全部ひとつになっているわけなんですけども、たまに電気工事は別だよとあるような気がするんですけども、ひとつにまとめて発注した理由がありましたらお教え願いたいと思います。あとこの間の改良工事でもでしたけども、条件付一般競争入札で入札希望をされていて、なおかつ資格確認というか入札してくださいという通知を出したにも関わらず、今回も事前辞退という形で業者があるわけなんですけども、これに関してどういうわけで辞退されたものなのか、あと入札しますよと手を上げながら辞退したのに対してのペナルティなど設定しているのかしていないのかその辺お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。わたくしの方からは業者の事前辞退の関係についてお答えしたいと思いますが、聞き取りを行いま

した結果今回の工事の発注にあたりましては、監理技術者の専任配置を条件として公告していたところでございますけれども、大和ハウスさんのほうから専任予定であった技術者の配置が出来なくなったと、ということは公告の要件に該当しなくなったということで辞退を申し上げるといった内容でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦光君） 一点目の一括発注の件についてお答えさせていただきます。今回の工事につきましては完成が来年の2月28日ということもでございます。さらには施工性ならびに工事の進捗状況等加味いたしまして、一括発注でしたほうが工事の進捗に際しても良い方向にいくということもでございます。一括発注のほうが工事費につきましても諸経費の部分で安価に出来るということを総合的に勘案いたしまして、今回電気設備、機械設備とまとめて発注したものでございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） すみません、ペナルティ関係について先ほどお答え漏れてしまいました。特にペナルティを課すというような制度はございません。

議長（石川良彦君） 若生寛議員。

5番（若生寛君） 5月17日に参加資格の審査委員会と申しますか、それを行ったという話だったんですけども、そのなかにおいて施工技師の方々が4名以上という話で進めてきていいですよといったって聞いたんですけども、その技術者と監理士っていうのはまた別な立場っていう考えのもとに足りなくなったと理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） その辺の経緯ということでお答えをいたしますけれども、申請の際にはこの人を専任で配置しますということで監理技術者の資格証なり、そういうものを添付していただいて申請があがってまいります。それを確認いたしまして専任配置、資格があるので要件についてはそれを充足するものと判断して、その時点では入札に参加して構わないという通知を出したわけでございますけれども、その後向こうの事業所さんの理由によるものでこちらからなんとも言えないところもあるんですが、その方の配置が出来なくなったので、即ちこちらで定めた要件を充足出来ないということなので辞退をするといったような内容でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにございませぬか。12番千葉勇治



議員。

12番（千葉勇治君） 2点ほどお聞きしたいんですが、町内の業者について先ほど条件付ということで、たとえば総合評価が850点のものを1,100点に、さらなる安全をとということもあったようですが、それで1,100点に上げた。あるいは一級建築士何人ということであったんですが、町内の業者は条件のなかでどう具体的にクリア出来なかったために、町内には対象社がなかったのか、その辺一点ですね。それからより安全なものを目指すということでこの総合評価を上げたということですが、総合評価というのはその時その時で上げるってということがいかなものなのか、より高いものを、それに越したことはないんでしょがある程度この点数が一定に定まっていることによって、いわゆる先ほども出しましたが、町内の業者の入札なども参加する資格が出てくるのかなと思うんですが、時の状況によってこれが変わるってことは裏を返せばそこに850点に心配があるので、そのことを今後評価する場合に1,100点以上に全部を直す必要があるのかなと思うんですが、その辺どのように検討されたなかでの今回の総合評価の点数を上げたのか、その辺わかりやすく説明お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。まず町内の業者のランクということでございますけれども、町内業者の建築一式の最高のランクはBランクが最高でございます。したがって850点の基準といたしましても、該当する業者さんは今回は該当しなかったといった内容となっております。それから1,100点に今回の評点基準を上げたという部分でございますけれども、これにつきましては冒頭に御説明差し上げたとおりなんですけれども、承認格付けの点数ですね、これ県内で全ての町村が一定で同じ条件で定めているというものではございません。それで説明のなかで申し上げましたが、どうしても来年の4月の確実な開園に合わせる必要があるということで、より施工能力の高い業者のほうに施工していただきたいという考えの元から、点数のレベル的には考えていたところなんですけれども、その辺近隣の町村の例を見てみますと、本町とはその格付けあるいは請負い出来る工事の金額がそれぞれバラバラでございます。そのなかで近隣では例として、3億円以上の建築工事一式の場合に評点1,200点が相場といったところでございます。その辺のところも加味しながら、あるいは本町に業者登録をしている建築業者さんの顔ぶれといいますか、そういったもの総合的に判断したなかで十分に来年

の4月の施工に合わせた、施工を担保出来る水準ということで総合的に判断し1,100点としたところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私達は良い仕事をより安く早くというのが、当然町民の税金の、財源の有効活用のなかで考えられているんですが、4月開校が先にありきでなかなかそういう点でのクリアするラインを高くしたってなってくると、一方では業者の選定する範囲も狭まってくるのかなと思うんですが、最終的には6月15日の入札に対して13日に事前辞退ということでもう少し、まちの今後の対応なんです、その辺のいわゆる直前まで認められるということでの、私知りませんが、わかりませんが素人ですから、そういう問題ないんでしょうが、ただ今後においてもこういうことで直前にやられるということになれば、最終的に一般競争入札ですから、既に競争されているものの、本来の競争入札の姿勢からすると若干腰が弱くなるんじゃないかという感じもするんですが、やはり直前の場合には何らかの形で、今後の入札の参加を選考する場合のまちの基準的なものを設けて置く必要があるのではないかと。安易に直前になってこうやって事前辞退されますといろいろな面でマイナスの影響が出てくるんじゃないかと考えるわけなんです、その辺全体的ななかで町長、財源を有効に使うというような視点からその辺どのように考えて今回、入札は副町長でしょうが、財源的な立場から見た場合に全体的ななかで考えるべきであるんじゃないかと思うんですがね、どうなんでしょうかね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） まず1,100点というふうに設定いたしましたけども、この業者数でございますが、現在まちのほうに建築業として指名の登録をされている業者がおりますけれども、まちでAランク850点以上としておりますが、850点以上につきましては178社が登録をしている状況でございます。そして1,100点以上となりますとそのうちの105社という内容でございます。1,100点に設定した理由につきましては、先ほど企画財政課長が答弁しているとおりでございますが、こういった町内の業者は該当はしませんけれども、登録されている業者さんの数から見ても参加者が出るであろうというなかで設定をしたところでございます。それからもう1点、事前辞退の関係でありますけれども、今回は入札日の前に事前の辞退をされた業者が一社あったわけでございますけれども、入札当日の事前辞退も制度上は認められているものでございます。

そうしたなかで明確なペナルティといたしますか、先ほど企画財政課長が答弁したとおりでございますけれども、明確なペナルティはございません。しかしながら一般競争の場合は資格を定めたなかでそこに参加申込みをしていただくわけですけれども、2,000万円以下の工事ですね、指名競争になりますけれども、そういった指名競争の際には事前辞退をされた業者については指名の回避という措置をとっている事例もございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） わかりました。指名の回避の措置もとっていることあるということですが、臨機応変な言葉のようですが、いわゆる2,000万以上の指名する場合にはこのような辞退されたものについては、回避させるというか必ずそれを省くというような、明言出来ないような内容なんですかね。だめだと、いわゆる指名から外すということには出来ないわけなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） いわゆる一般競争入札、2,000万円以上の工事ですから、2,000万円未満の工事については指名という形になります。そういった際には前に事前辞退されたところについては、指名の回避を行っている状況でございます（「行っているのね」の声あり）。はい。まちで要綱を定めているわけではございませんけれども、指名回避を行っている状況でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 2月28日が施工期間と、2月28日以降の開園までにどのような仕事が残っているのか、簡単でいいですからお示し願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。現在移転先の文化会館で児童クラブのほう運営してございます。本体工事終了後、併行する部分もございましてけれども、昨年度用地交渉した一部を拡張する部分の工事ならびに外構工事。今回の本体には外構入ってございませぬので外構工事。それから物品、備品類の調整ですね、その辺のほうを一カ月かけて4月1日の開校に向かいたいという形で考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 先ほどの答えのなかで一括発注した理由をお聞きいたしました。その中でやはり分割すると経費が高くなるというような話がありましたけれども、それと経費の削減のために、4月のしっかりと

した完成を見込んでという話でございますが、このことについて、先ほども申し上げましたが、何度も言うようですが、やはり地域の建設業者ということを頭に置く、そしてこういうことも考えてほしいなど。狭まってるんだらうか、なぜ早く出来なかったのかとかいろいろあると思うんですねその辺ね。その辺しっかりとやっていただきたい。衆議院の建設委員会でしたか、そのなかでJV制度というもの、しっかりと使いなさいというようなそういうことも出ておりますよね。それからするとやはり地域の建設業者の育成が非常にだいじだと思えますので最後に町長のお話をお聞きしておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 今回地域ですね、地元業者の育成ということでございますけれども、たしかにそういったことも念頭に置いたなかで今年度から指名の基準であったり見直しをしているところでございます。しかしながら基本となるものについてやはりそれぞれの建築であったり、それから土木の工事であったりそれぞれの総合評点といえますか、それぞれの点数があるわけでございます。そのなかでランク付けをしたなかでまちが求める工事の品質の確保ということが前提となります。したがってまして町内業者育成といえども、それはたしかに議員さんおっしゃるとおりだと思えますが、ある程度の基準は基準としたなかで町内業者の育成も併せて進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これを持って質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

討論省略のご発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第40号工事請負契約の締結についてを採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成 28 年第 3 回大郷町議会臨時会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでございました。

午 前 10 時 35 分 閉 会